

日 絹 月 報

平成 24 年 11 月号 第 428 号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

— 本号の主なニュース —

1. 第 65 回繊維通商問題研究会の開催について
2. 外国人研修技能実習制度における受験促進について
3. 有期労働契約の新しいルールについて
4. 今冬の電力需給対策について

◇ 第 65 回繊維通商問題研究会の開催について ◇

第 65 回繊維通商問題研究会が 11 月 2 日に開催され、(1)日本の繊維貿易の現状、(2)EPA 交渉の状況、(3)EPA 産業協力の状況、(4)ミャンマー縫製業界来日ミッション、(5)第 3 回日中韓繊維産業協力会議等について各々説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

(全般)

2012 年 1～9 月累計で輸出は前年同期比 97.9% (円ベース)、輸入は同 100.5% となった。

2012 年 9 月単月に関しては、輸出は円ベースで 63,083 百万円 (前年同月比 95.8%)、輸入は円ベースで 349,118 百万円 (前年同月比 97.9%) と輸出が更に減少。

(輸出)

7～9 月累計の円ベースでは、東南アジア (中国含む) 向けは前年比 93.3%、欧州向けは 90% と引き続き減少傾向、米州 101.1% と横這い。

アジアではタイ向け 100.6%、ベトナム向け 106%、インドネシア向け 112% とアセアン主要国向けは増加したが、増加幅は減少。台湾、韓国、香港は軒並み減少。

中国向けは前年同期比 87.4%、前年同月比では 85% に減少。1～9 月比較では 94%。バングラデシュ向けも 1～9 月累計で 76%、ミャンマー向けは 1～9 月では 106% と増加したが 9 月単月の比較では約 82% と減少傾向。

(輸入)

7～9 月累計の円ベースでは、東南アジアが前年比 98.6%、欧州 104%、米州 103.3% と漸増傾向。

アジアではベトナム 116%、インドネシア 117%、ミャンマー 111%、アセアン全体では 111.2% と世界全体の 98.6% 以上の水準の輸入。バングラデシュは 128.3% と依然大幅増。

2. 第 3 回日中韓繊維産業協力会議について

11 月 28 日に韓国釜山で開催予定の日中韓繊維産業協力会議は、ホスト国の韓国から暫定的に延期する旨の連絡が入り、日本側もこれを受理した。中国側からの政情を事由とした開催に関する懸念が表明されており、日本側も暫定的延期を受け入れることになった。

3. 次回日程について

次回の第 66 回繊維通商問題研究会は、12 月 6 日（金）13:30－15:30。
議題は後報。

◇外国人研修技能実習制度における受験促進について◇

織布運転(国際研修協力機構「JITCO」の認定職種)の試験実施機関である一般財団法人日本綿業技術・経済研究所(通称-綿技研)より、別添のとおり「技能実習生の中級及び技能審査 2 級技能評価試験の受験促進について」要請がありました。

技能実習制度は、途上国の経済発展を担うための人材教育を目的としており、実習実施機関(以下「受入企業」という)は技能実習計画に記載した方法により修得技能を評価することが義務付けられておりますが、評価試験の受験がなされていないのが実情です。

この度、厚生労働省より、制度の適正運営の観点から受験促進を図るよう、綿技研に対し行政指導がありました。

つきましては、組合におかれましては、技能実習制度存続のために御理解いただき、受入企業に対しては、3 年目を迎えた技能実習生の評価試験を受験するようご指導頂きますようお願いいたします。

(11 月 5 日付け本会発 24 絹人織工連発第 29 号にて通知済み)

(別添)

日本絹人織織物工業組合連合会殿

綿 技 研 発 第 7号

平成 24年 11月 1日

一般財団法人日本綿業技術・経済研究所

技能審査主管室長 小 菅 重 男

技能実習生の中級及び技能審査2級技能評価試験の受験促進について(お願い)

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び、申し上げます。

平素は外国人技能実習制度における紡績・織布運転職種の技能評価試験の円滑な実施にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承の通り、技能実習制度は開発途上国等の技能実習生に技能等の移転を図り、途上国の経済発展を担う人材育成を目的としたものであり、実習実施機関(受入企業等)は技能実習1年目の終了時、2年目の終了時、3年目の終了時に技能実習計画に記載した方法(検定・資格試験)により修得技能を評価することとされております。

しかしながら、平成22年7月の技能実習制度改正から2年余が経過したにも拘わらず紡績及び織布運転職種は実習実施機関における上位級受験が進展しないとの指摘を受けている状況であります。

この度、厚生労働省ならびに国際研修協力機構(JITCO)より、JITCO認定職種である紡績運転、織布運転職種の試験実施機関である日本綿業技術・経済研究所に対しまして、制度の適正運営の観点から、早急に初級試験を受験した技能実習生の所属する監理団体および実習実施機関、ならび、に技能実習生の受け入れを行っている関係業界団体に対して紡績運転、織布運転技能評価試験の中級及び技能審査2級(専門級)の受験勧奨を行い、上位級試験の受験促進を図るよう、強い要請がありました。

つきましては、紡績、織布業界における技能実習制度の維持・発展のため、上位級受験について関係各位の特段のご理解とご高配をお願い申し上げます。

敬具

◇有期労働契約の新しいルールについて◇

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。

今回の改正では、有期労働契約について、下記の3つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

(3つのルール)

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

有期労働契約は、パート労働、派遣労働をはじめ、いわゆる正社員以外の労働形態に多く見られる労働契約の形式です。有期労働契約で働く人は全国で約1,200万人と推計されます。

有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

労働契約法の改正は、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

(なお、派遣社員は、派遣元（派遣会社）と締結される労働契約が対象となります。)

有期労働契約の利用に当たり、法改正の趣旨および内容を十分ご理解いただくよう、お願いいたします。

施行期日 IIのルール : 平成24年8月10日（公布日）

IとIIIのルール : 平成25年4月1日

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署(厚労省ホームページに掲載)

◇今冬の電力需給対策について◇

平成24年11月2日

電力需給に関する検討会合

エネルギー・環境会議

1. 今冬の需給見通し

今冬の需給見通しについて、「電力需給に関する検討会合」及び「エネルギー・環境会議」の下に設置した「需給検証委員会」において、平成24年10月12日から10月30日までの合計4回にわたり、第三者の専門家等による検証を行った。

その結果、今冬の電力需給の見通しは、厳冬となることを想定した上で、いずれの電力管内でも瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しであるが、火力発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることに留意すべきとされた。

特に北海道電力管内については、他社からの電力融通に制約があること、寒冷地であり電力不足が国民生活等に甚大な影響を及ぼす可能性があること等の特殊性を踏まえ、北本連系設備や主力発電設備等の脱落リスク対策に万全を期した上で、それでもなお発電所等のトラブル停止が万一発生した場合のリスクにも対応できるよう、適切な節電目標を設定するとともに、地元自治体や経済界等の協力を得つつ、更なる需給両面の対策を促していくべきであるとされた。

2. 今冬の需給対策の基本的考え方

(1) 供給面での対応

- ① 需給検証委員会における検証を踏まえ、現時点で確実と見られる供給力を基本とし、今後確実に見込めるようになった供給力については、その時点で上方修正する。
- ② 各電力管内において、発電設備の脱落等が発生しても即座にこれに対応できるよう全国レベルでの電力融通等の協力体制の維持・拡大に引き続き取り組む。
- ③ 火力発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、設備の保守・保全の強化を図る。

(2) 需要面での対応

- ① 今冬の需給見通しは、需給検証委員会において検証された定着節電分の需要減少を見込んでおり、需要家による節電行動がこの水準で実施されることを想定している。そのため、需要家に対して、節電の確実な実施を要請する。
- ② 節電の要請に当たっては、需要家間の公平性確保を踏まえ、今夏と同様に、平成22年度の使用電力需要の実績（節電要請を含まない需要実績）を基準として要

請する。

③要請に当たっては、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することのないよう、配慮を行う。

④需要面での対策に当たっては、地方自治体等の協力を得て、創意工夫によるきめ細かい対応を行うことにより、国民生活や経済活動への影響を最小化することを目指す。

(3) 冬季の北海道の特殊性を踏まえた対応

①需給検証委員会において、冬季の北海道においては、最大機の脱落や発電所等の過去の計画外停止の状況を考慮したリスクへの対応が必要であると指摘された。また、厳寒となる冬季の北海道において、計画停電を含む停電が発生することは、北海道民の生命、安全に直結することは勿論、実施する可能性があること自体も、北海道の観光業等の経済活動に悪影響を与え得る。

②したがって、過去最大級（過去15年間で最大の電源脱落は137万kW）又はそれを上回る電源脱落が発生する場合にも、計画停電を含む停電を回避するため、多重的な対策を講じ、需給対策に万全を尽くす。

3. 今冬の需給対策

2. の基本的考え方を踏まえ、今冬の需給対策を行う。

(1) 全国（沖縄電力管内を除く）共通の要請

①今冬の電力需給の見通しは、厳冬となることを想定した上で、いずれも瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しであるが、発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることを踏まえ、「数値目標を伴わない節電」を要請する。但し、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することがないよう、配慮を行う。

※今冬の各電力会社管内における定着節電は、平成22年度比で以下の数値を見込んでいる。これらは2. (2) ①に関して一つの目安となる。

北海道電力管内▲3.3% 東北電力管内▲2.2% 東京電力管内▲5.0%

中部電力管内 ▲2.8% 関西電力管内▲5.6% 北陸電力管内▲3.4%

中国電力管内 ▲1.5% 四国電力管内▲5.2% 九州電力管内▲4.5%

②節電要請期間・時間

平成24年12月3日（月）～平成25年3月29日（金）の平日（12月31日及び1月2日～4日を除く）

9:00～21:00（北海道電力及び九州電力管内については8:00～21:00）

(2) 北海道電力管内

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、(1)に加え、以下の多重的な対策を行う。

①数値目標付の節電要請

i 数値目標（平成22 年度比▲7%以上の節電）

大口需要家、小口需要家、家庭のそれぞれに対し、平成22 年度比▲7%以上の使用最大電力（kW）等の抑制を要請する。

ii 節電要請期間・時間帯

平成24 年12 月10 日（月）～平成25 年3 月8 日（金）の平日（12 月31日及び1 月2 日～4 日を除く）

12 月10 日（月）～12 月28 日（金） 16:00～21:00

1 月 7 日（月）～ 3 月 1日（金） 8:00～21:00

3 月 4 日（月）～ 3 月 8日（金） 16:00～21:00

※冬季の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるため、上記時間帯以外も可能な範囲での節電を要請する。

iii 基準電力

平成22 年度（ii の節電期間）における使用最大電力の値（kW）等を基準の目安とする。

iv 留意事項

ア) 病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極めて重要な施設の機能の維持に支障が出る場合については、機能維持への支障が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。

イ) 電源脱落がない平時においては、予備率3%以上を確保できる見通しであることを踏まえ、生産活動等（農業、観光等を含む。）について、実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行う。但し、需給ひっ迫時（予備率が3%を下回る見通しとなった時）においては、数値目標（平成22 年度比▲7%以上）通りの節電を要請する。

ウ) 被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することのないよう、配慮を行う。

エ) 管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

②計画停電回避緊急調整プログラム

計画停電を含む停電を回避するため、「①数値目標付の節電要請」に加え、北海道電力は「計画停電回避緊急調整プログラム」を準備し、大規模な電源脱落等による需給ひっ迫時にこれを発動する。

計画停電回避緊急調整プログラムの目標値は、過去最大級の電源脱落（137 万 kW）が発生する場合でも、「①数値目標付の節電要請」と相まって、予備率3%以上を確保できるよう設定する。国、北海道庁及び北海道電力は、北海道電力管内の需要家に対し、計画停電回避緊急調整プログラムの締結を要請する。北海道電力は、計画停電回避緊急調整プログラムの契約状況を公表する。

i 期間平成24 年12 月10 日（月）～平成25 年3 月22 日（金）（全日）

ii 対象

北海道内の全ての大口需要家（契約電力が500kW 以上）に要請する。

iii 目標値

実効ベースで33 万kW 以上の需要削減量を確保する。

③さらなる需給ひっ迫時に備えた対策（緊急時ネガワット入札等）

過去最大級を上回る電源脱落の発生に備え、①及び②に加え、北海道電力は、②では対応できない大規模な電源脱落時の電力需要の削減のため、緊急時ネガワット入札等の仕組みを整備する。

①～③の多重的な対策を講ずることにより、過去最大級又はそれを上回る電源脱落に対して備え、計画停電を含む停電を回避する。

（3）情報提供等

①政府は、事業者及び家庭向けに具体的な節電メニューを提示する。その際、今冬の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるという特性を踏まえピークシフトを伴わないピークカットによる節電を要請するものであることを明確にする。

②電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等（携帯事業者やインターネット事業者等）への情報提供を積極的に行う。

③電力需給のひっ迫が予想される場合には、需給調整契約の最大限の活用による大口需要家等への需要抑制を行うとともに、政府から「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電を要請する。

◇平成２４年度秋の褒章・叙勲受章者のお知らせ◇

平成２４年秋の褒章・叙勲受章本会関係者は下記のとおりです。心よりお喜び申し上げます。

記

(会員名簿順に記載)

後藤隆造様 旭日双光章
桐生織物協同組合理事長

清水利郎様 黄綬褒章
八王子織物工業組合理事長

木村武司様 旭日双光章
石川県織物工業協同組合理事

長谷幸治様 旭日双光章
浜縮緬工業協同組合理事長

以 上

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報(全国版) ◇

中小機構では、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されている WEB 情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>

(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

(全国版)

2012/11/9 掲載

割賦制度の利用 (中小企業基盤整備機構)

11 月 9 日、割賦制度の利用が更新されました。割賦制度を利用すると、初期投資の負担が軽減されます。

2012/11/1 掲載

「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」平成 24 年度受付再開(PDF ファイル) (厚生労働省)

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については、平成 24 年 4 月 17 日以降、新たな設置費・増築費の認定申請を停止していましたが、設置費・増築費の認定申請の受付を再開することにしました。募集期間：2012/10/31～2013/1/31

2012/10/16 掲載

3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金(PDF ファイル) (厚生労働省)

卒業後も就職活動中の新規学卒者を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則 3 ヶ月)で雇用し、その後、正規雇用へ移行させた事業主に奨励金が支給されます。募集期間：2013/3/31 まで

2012/10/15 掲載

「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業」の二次公募 (経済産業省)

原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(茨城県・栃木県・宮城県)に用地を取得し、工場等を新增設する事業者に対し、用地取得経費から量産設備の敷設までの企業立地に係る経費を幅広く支援することにより、企業の立地を円滑に進め、雇用を維持・創出することを目的とします。募集期間：2012/10/15～2013/1/15

2012/9/6 掲載

侵害調査費用の助成(中小企業知的財産権保護対策事業)―海外における中小企業の知的財産権の侵害調査を実施― (ジェトロ)

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロが模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費の一部を助成します。募集期間：2012/12/14 まで

2012/8/24 掲載

キャリア形成促進助成金 (厚生労働省)

事業主が、その雇用する労働者に対し、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援を推進した場合に、訓練経費や訓練中の賃金等を助成します。

2012/8/16 掲載

雇用調整助成金などの支給要件を見直します―リーマン・ショック後緩和してきた生産量要件等を見直します― (厚生労働省)

平成 24 年 10 月 1 日から、雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金について、支給要件の見直しを行いますので、お知らせします。平成 20 年 9 月のリーマン・ショック後、厚生労働省ではこれらの助成金の支給要件を緩和することで多くの事業主が利用できるようにしてきましたが、経済状況の回復に応じて見直すこととしました。

2012/5/29 掲載

均衡待遇・正社員化推進奨励金 (厚生労働省)

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度などを設け、実際に制度を適用した事業主に対して支給する奨励金です。

動 向

- 10月25日 全国中小企業団体中央会 第64回中小企業団体全国大会
- 10月31日 日本繊維倶楽部 平成24年度第4回セミナー第303回繊維午餐会及び 平成24年度第3回理事会
- 11月 2日 大日本蚕糸会 創立120周年記念シルク・サミット in 東京及び 蚕糸功労者表彰式
- 11月 2日 日本繊維産業連盟 第65回繊維通商問題研究会
- 11月 6日 UIゼンセン同盟 「UAゼンセン」結成レセプション
- 11月 8日 厚生労働省 平成24年度 卓越した技能者の表彰式
- 11月16日 繊維産業流通構造改革推進協議会 第13回経営トップ合同会議

会議予定

- ☆ 当会 絹織物部会、化合繊維物部会及び先染・後染化合繊維物専門委員会合同会議
11月20日（火）12時 於 蚕糸会館
- ☆ 日本アパレル・ファッション産業協会 第19回繊維ファッション産学交流会議
11月20日（火）14時30分～19時（Part1.Part2）
於 東京国際フォーラム
- ☆ 日本繊維産業連盟 第33回環境・安全問題ワーキンググループ
11月20日（火）14時～17時 於 日本橋サンスカイルーム
- ☆ 京都工芸繊維大学 繊維科学センター 第4回東京地区講演会
11月22日（木）13時15分～17時45分於霞が関ナレッジスクエア
- ☆ 中央職業能力開発協会 セミナー「労働契約法の一部を改正する法律」説明会
12月 4日（火）16時～18時 於 中央職業能力開発協会会議室
- ☆ 日本繊維産業連盟 第66回繊維通商問題研究会
12月 6日（木）13時30分～15時30分 於 繊維会館
- ☆ 東織厚生年金会館 閉館記念講演
12月11日（火）13時30分～15時30分 於 東織厚生年金会館
- ☆ 繊維産業流通構造改革推進協議会 平成24年度 第2回取引改革委員会
12月12日（水）14時～16時 於 TFTビル
- ☆ 富山・石川・福井組合 北陸三県合同会議
12月13日（木）16時30分～18時 於 ホテル日航金沢
- ☆ 日本繊維産業連盟 12月度常任委員会
12月19日（水）14時～16時30分
於 東海大学校友会館「富士の間」

イベント

☆ JFW JAPAN CREATION 2013

11月20日(火)～21日(水) 10時～18時

会場：東京国際フォーラム

☆ 「きりはた」新作発表会 ～円(MADOKA)～

11月21日(水)～25日(日) 10時～18時

(最終日 17時まで)

会場：ぐんま総合情報センター(ぐんまちゃん家)

☆ JAPAN BEST KNIT SELECTION 2012

12月 4日(火)～5日(水) 10時～18時

(最終日 17時まで)

会場：東京国際フォーラム

☆ 「ふくしまのおりもの展2013(第32回)」

12月 5日(水)～6日(木) 10時～17時

(初日 11時から、最終日 10時から)

会場：青山ベルコモンズ クレイドルホール

☆ 第63回丹後織物求評会

12月12日(水)～14日(金) 10時～18時

会場：京都産業会館